

助)による歯科医師法中改正法律案が論議された。改正案は歯科医師になる資格を現行の歯科医学校卒業から「大學令ニヨル大學ニオイテ齒科醫學ヲ修メ齒科醫學士ト稱スルコトヲ得ル者……」に改めることであった。この条項が国会で認められれば大学令の改正による歯科大学誕生につながる。政府委員である文部省参与官の河上は「医科と対立(答弁のママ)して大学教育機関をつくるほど歯科に独立性があることには疑念があり、現状では歯科大学設置は認められない。」と石塚ら提出議員に対して明言した。

戦時体制下の1937(昭和12)年12月10日に設置された教育審議会の整理委員会に於いて、東京高等歯科医学校(1928年設立)初代校長 島峰徹の説明の中で、田所特別委員長が以下の発言を

している。「例ノ松浦君ガ曾テ言ウタヨウニ、齒科医学ハ「ヴィッセンシャフト」デアルクトフヨウナコトガ何時マデモ残ツテ居イル問題デアル」。

「例ノ松浦君」とは松浦鎮次郎委員で、大学令文部省案作成の中心人物である。彼は「蠶業大学、歯科大学の要望があり、また薬科大学も予想された」と述べた上で、8学部の制限は文部省原案を枢密院が修正したため、その理由は一度扉を開くと文部省では防ぎきれないほどの濫に流れてしまうからだ述べている。

表題の疑念を解くためには多面的な分析と共に、文部行政で重責を担った松浦の大学理念と歯科医学評価などの検証が重要と考える。

(平成28年12月六史学会合同例会)

学校看護婦の再教育

——全国学校看護婦講習会に焦点をあてて——

滝内 隆子, 岡本 千尋

1905(明治38)年に岐阜県羽島郡竹ヶ鼻尋常高等小学校及び笠松小学校に児童のトラホームの洗眼を目的に学校看護婦が採用された¹⁾。その後、小学校における全国の学校看護婦数は1906(明治39)年3名、1912(明治45)年9名、1919(大正8)年63名、そして1922(大正11)年に文部省が「学校看護婦全国調査」を実施した結果、111名と年々増加していった²⁾。このような学校看護婦の増加等に対応して、文部省は1923(大正12)年7月、学校看護婦の職務基準を明確にするため文部大臣官房学校衛生課から「学校看護婦執務指針」³⁾を提示した。更に同年11月、「全国学校衛生主事會議」で文部大臣より「学校看護婦ノ適当ナル普及方法及職務規程如何」の諮問に対する答申として「学校看護婦職務規程」⁴⁾が提示された。これらの提示によって、学校看護婦の職務内容はトラホームの洗眼だけでなく、身体検査補助、児童の衛生的観察、月経時の注意及び処置の指導、身体・被服・携帯品等の清潔検査及び指導、学校

給食及び昼食に対する注意、校内視察、疾病児童・欠席児童の家庭訪問、家庭看護法の実習指導等の学校衛生に関する職務内容が含まれ拡大した。そのため、文部省はこれらの職務内容が遂行できるように学校看護婦に対する再教育として、1924(大正13)年3月に第1回目の「全国学校看護婦講習会」を開催した⁵⁾。

この「全国学校看護婦講習会」については、杉浦が第1回目の「全国学校看護婦講習会」の講習資格者・講習科目、第1回～第11回の開催場所を紹介している⁶⁾。近藤も第1回目の「全国学校看護婦講習会」⁷⁾と第3回目の「全国学校看護婦講習会」⁸⁾の講習科目を紹介している。また、日本学校保健会編には、第1回目の「全国学校看護婦講習会」の参加人数・講習科目、そして回数として全11回開催されたことが紹介されている⁹⁾。しかし、学校看護婦の再教育として文部省が開催した「全国学校看護婦講習会」について、全11回の講習内容等の詳細を明らかにしたものはない。

そこで、今回、学校看護婦の再教育として文部省が実施した「全国学校看護婦講習會」について講習者の資格・開催場所・講習科目及び講師・講習期間等を明らかにすることを目的に本研究に取り組んだ。

結果、講習資格者は、第1回目は①現在学校看護婦トシテ勤務セル者、②児童保護事業ニ従事セル看護婦及其他ノ婦人、③日本赤十字社ノ看護婦、④一般看護婦ニシテ将来学校看護婦タラントノ希望アル者、⑤女子教職員、⑥都道府縣市町村ノ教育関係吏員であったが、第2回目以降は⑥が削除されていた。開催回数は1年に1回であった。講習期間は、第1回目～第7回目までは7日間であったが、第8回目は6日間、第9回目は5日間、第10回目と第11回目は4日間と次第に短くなっていった。また、開催場所は第1回目～第4回目は東京女子高等師範学校、第5回目～第8回目と第10回目は日本赤十字社、第9回目は大阪帝國大學醫學部講堂、第11回目は九州帝國大學醫學部講堂であった。その他第8回目では東京帝國大學醫學部講堂、體育研究所も開催場所になっていた。

講習科目は、第1回目は「学校衛生ノ大要」、「学校教育ノ大要」、「学校看護婦ノ執務」、「救急處置」、「学校眼科」、「学校歯科」、「学校傳染病」の7科目であったが、第2回目には「身體検査」、「学校ニ於テ特ニ注意スヘキ疾病異常」が追加されているが、「学校歯科」が削除されている等の変更がなされていた。しかし、「学校看護婦執務指針」や「学校看護婦職務規程」、さらには1929(昭和4)

年に文部省訓令として出された「学校看護婦ニ關スル件」に規定された職務内容を実践するために必要な知識の修得を目的に講習科目が設定されていた。

講師は、「文部省学校衛生官」、「文部省督學官」、「地方視學官」、「日本赤十字社病院醫師」、「體育研究所技師」、「榮養研究所技師」、「帝國大學醫學部教授」、「聖路加女子専門學校教授」、「齒科醫學専門學校教授」、「小學校校長」等であったことが明らかになった。

学校看護婦の再教育である「全国学校看護婦講習會」は、学校看護婦の増加と社会背景の変化に伴い、既習の内容では不足している学校衛生に関する知識・技術の修得を目的に開催されたと考える。

文献

- 1) 大日本私立衛生會雑誌；第306号，p.570, 1908.
- 2) 文部大臣官房衛生課編；学校看護婦ニ關スル調査，文部大臣官房衛生課，48, 1925.
- 3) 文部省體育課；学校看護婦ノ執務指針，養護，1(1), 15-24, 1928.
- 4) 学校衛生，5(7), 413-415, 1925.
- 5) 文部大臣官房文書課編；日本帝國文部省第51年報上卷，文部大臣官房文書課，8-9, 1927.
- 6) 杉浦守邦；養護教員の歴史，東山書房，151-152, 1974.
- 7) 近藤真庸；養護教諭成立史の研究，大修館書店，75-76, 2003.
- 8) 同上7)，112-114.
- 9) 日本学校保健會編；学校保健百年史，第一法規出版，137, 1973.

(平成28年12月六史学会合同例会)

書評

香月牛山原著，中村節子 翻刻・訳注 『小児必用養育草——よみがえる育児の名著——』

翻刻者の中村節子氏は看護職(助産師・看護師)で、看護史研究会に所属する看護歴史家である。看護専門学校教員を定年後、ボランティアで

地域の「子育て支援活動」に参加し、現代の若者たちの子育てを支援する立場にいて、子育てのありかたに関心を持ったようである。中村氏は